

J R 東海労働組合関西地「申」第 30 号
2022年6月28日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

組合員加入に関する申し入れ

6月28日、大阪第二運輸所に所属する田川哲史さんが JR 東海労働組合に加入した。

このことを受け、会社が当該組合員に対して、管理者等による嫌がらせ行為や業務上の事象を活用した不当な対応、不当な組織介入を行わないよう警告する。

JR 東海労は、会社が不当な組織介入を行った場合は、会社とその行為を行った管理者に対し、直ちに法的手段を含めて、重大な決意をもって対処することを通告する。

労働組合への加入は、個人の自由である。所属組合を理由に会社が、不当・不利益な扱いを行うことは不当労働行為であり、断じて許されるものではない。

従って下記の通り申し入れる。

記

1. 当該組合員に対して、管理者等による嫌がらせ行為や業務上の事象を活用した、不当・不利益な取扱いを行わないこと。
2. JR東海労働組合員に対する不当な組織介入は、一切行わないこと。
3. 不利益行為や不当な組織介入が発覚した場合は、会社と行為を行った管理者に対して直ちに法的手段を含め重大な決意をもって対処することを申し添える。

以上